

茨木市市民会館跡地エリア整備事業庁内検討会設置要綱

(設置)

第1 市民会館跡地エリア整備事業を円滑かつ適切に進めるため、市民会館跡地エリア整備事業庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 庁内検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市民会館跡地エリア整備事業の設計に関すること。
- (2) 市民会館跡地エリア整備事業の施工に関すること。
- (3) 市民会館跡地エリア整備事業の管理運営に関すること。
- (4) その他市民会館跡地エリア整備事業に関し必要なこと。

(組織)

第3 庁内検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は企画財政部担当副市長の職にある者を、副会長は企画財政部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等)

第4 会長は会務を総理し、庁内検討会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき若しくは会長が必要と認めたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 庁内検討会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が認めたときは、委員が指名する職員を代理委員として出席させることができる。
- 3 会長が認めたときは、当該会議の付議事項に関する委員のみを出席させ、会議を開催することができる。
- 4 会長が認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6 庁内検討会に、特別の事項に関する検討を分掌させるため、次の部会を置く。

- (1) ホール部会
- (2) 市民活動部会
- (3) ネウボラ部会
- (4) 図書館部会

(5) 広場・まちづくり部会

- 2 部会の部会長、分掌事務は、別表第2のとおりとする。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会における検討の状況及び結果を庁内検討会に報告する。
- 4 部会は必要に応じて部会長が委員を招集し、部会長が議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会構成員がその職務を代理する。

(庶務)

第7 庁内検討会の庶務は、企画財政部において処理する。

- 2 部会の庶務は、部会長の職にある者が所属する部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から実施する。

別表第1

総務部長 危機監理監 企画財政部長 市民文化部長 市民文化部理事 健康 福祉部長 健康福祉部理事 こども育成部長 都市整備部長 建設部長 教育 総務部長 総務課長 危機管理課長 財産活用課長 市民会館跡地活用推進課 長 市民協働推進課長 文化振興課長 保健医療課長 子育て支援課長 都市 政策課長 市街地新生課長 建設管理課長 道路交通課長 公園緑地課長 中 央図書館長
--

別表第2

名称	部会長	分掌事務
ホール部会	文化振興課長	ホール及び市民利用諸室に関すること。
市民活動部会	市民協働推進課長	市民利用諸室に関すること。
ネウボラ部会	子育て支援課長	子育て世代包括支援センターに関するこ と。
図書館部会	中央図書館長	図書館に関すること。
広場・まちづく り部会	都市政策課長	広場及びまちづくりに関すること。